

そのパッケージ表示、ホントに大丈夫！？～薬機法編～

従来の衣料や雑貨に「健康」「美容」などの付加価値を加えた製品が増加しています。「健康」「美容」等に関する表示や広告は薬機法に抵触しやすい分野です。



最近、疲労回復できるアイテムをよく耳にするわね。



「疲労回復」は医薬表現のため、医療機器登録されていなければ原則表示できないケン！

NGな表現、OKな表現を確認してみよう

NG

OK

疲労回復クッション



リラックスクッション

むくみ取り靴下



足リフレッシュ靴下

履くだけで痩せる
ウォーキングシューズ



日々の健康のための
ウォーキングシューズ

※医療機器登録していない雑品に標榜する場合

医療機器的な使用目的または効果に該当する広告・標ぼうの一例

疾病の治療、疾病の予防、疲労回復、筋肉の疲れをとる、筋肉のこりをほぐす、腰痛・肩こり・関節痛・炎症等の改善、神経痛・筋肉痛の緩和、疲労物質の蓄積の抑制、冷え性等の体質の改善・変化、平熱の上昇、免疫機能の向上、新陳代謝を高める、若返り、臓器・組織・細胞の活性化(胃腸の働きを活発にするなど)、むくみの改善

ボーケンでは法令違反にならないか等の表示チェック業務を実施しております。
是非ご活用下さい。

上記の内容についてご不明な点等ございましたら、こちらまでお問い合わせください。

品質支援事業本部

東京 03-6863-8730
大阪 03-6577-0209



Instagramやってます！